

金融 ADR あっせん人・仲裁人候補者

ふりがな ながの さとし
氏名：長野 聰



事務所：弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
所属会：東京弁護士会

主な経歴

1. 弁護士登録年月

2018年3月

2. 委員会関係

紛争解決センター運営委員会

3. その他（著書、公職など）

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター（ADR） 紛争解決委員（事案毎選任）

2021年 東京弁護士会 紛争解決センター（ADR）あっせん人補（事案毎選任）

「現代語訳 銀行業務改善隻語」（近代セールス社、訳注）

金融機関側・顧客側の別

金融機関側

・

顧客側

主な取扱い分野

銀行法、信用金庫法、金融商品取引法、保険法・保険業法、資金決済法、預金保険法、貸金業法、会社法、独占禁止法、信託法、信託業法、一般民事法、個人情報保護法、犯罪収益移転防止法、これらの米国法、EU法

あっせん人・仲裁人からのメッセージ

日銀に30年余勤務後、弁護士法5条に基づき弁護士になりました。金融を中心に取り扱いますが、一般民事、会社法関係、訴訟も行っています。信託や遺言などの相談、紛争が増加傾向です。ADR・調停は、裁判と比べて、迅速・簡易・非公開・低コスト・柔軟な解決（謝罪の方法や再発防止策策定など）を特色とします。経済・金融の経験も踏まえて、こうした特色を活かせるよう貢献したいと考えております。

[2025年7月現在]